

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月8日
【計算期間】	特定1期（自 平成21年4月30日 至 平成21年10月13日）
【ファンド名】	三井住友・米国ハイ・イールド債券ファンド（為替ノーヘッジ型）
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	古池 典生
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0739
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、「PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンド-J（JPY）」および「SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」の受益証券を主要投資対象とし、実質的に、主として米国のハイイールド債に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 社債（低格付債）））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不 動 産 投 信
追 加 型		そ の 他 資 産 ()
	内 外	資 産 複 合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	グ ロ ー バ ル		
一 般	年 2 回	日 本		
大 型 株	年 4 回	北 米		
中 小 型 株	年 6 回（隔月）	欧 州	ファミリーファンド	あ り
債 券	年 12 回（毎月）	ア ジ ア		
一 般	日 々	オ セ ア ニ ア		
公 債	そ の 他	中 南 米		
社 債	()	ア フ リ カ	ファンド・オブ・ファンズ	な し
その他債券 クレジット属性 ()		中近東（中東）		
不動産投信		エマージング		
その他資産 ()				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変異型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

（ニ）投資顧問会社（運用の委託先） 「ピムコジャパンリミテッド」

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

〔参考情報：投資顧問会社〕

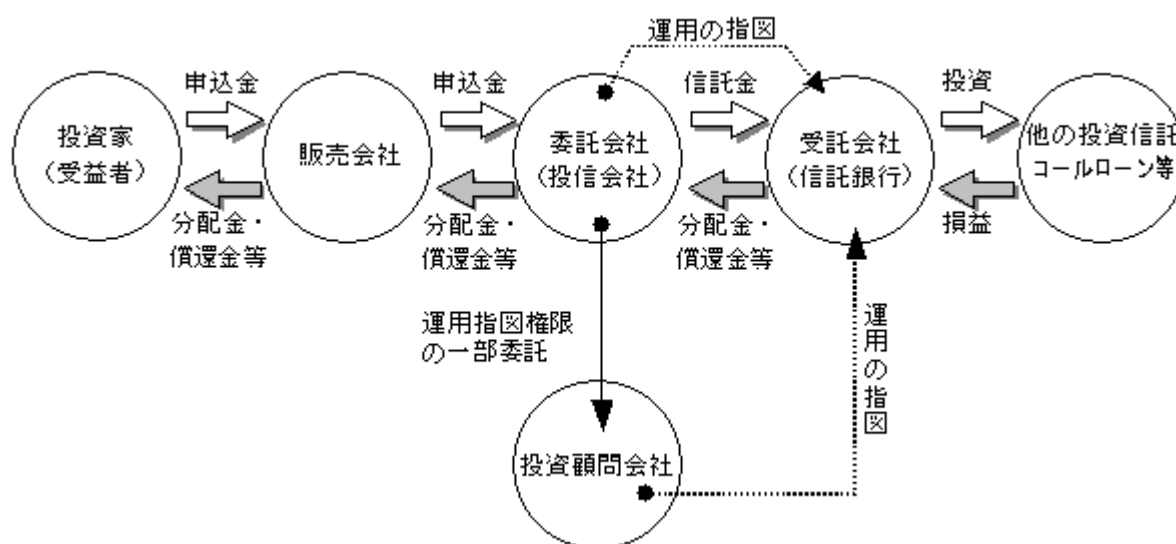
以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドが主要投資対象とする投資信託の運用会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

名称：パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（米国）

（Pacific Investment Management Company LLC、以下「PIMCO社」といいます。）

役割：米国の資産運用会社であり、当ファンドが主要投資対象とする「PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンド-J（JPY）」の運用を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成22年1月4日現在）

(ロ) 会社の沿革

昭和60年7月 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

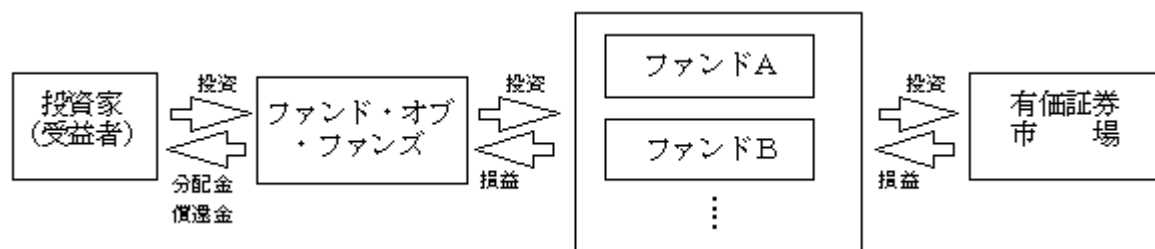
(平成22年1月4日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2【投資方針】

（1）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、「PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドーJ（JPY）」および「SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」の受益証券を主要投資対象とし、実質的に、主として米国のハイイールド債に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）主として、「PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドーJ（JPY）」および「SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- （ロ）「PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドーJ（JPY）」受益証券を通じて、主として、米国のハイイールド債に投資します。
- （ハ）「SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」受益証券を通じて、主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資します。
- （ニ）原則として、「PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドーJ（JPY）」への投資比率は高位に保ちます。
- （ホ）運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。
- （ヘ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- （ト）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- （チ）主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a. PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドーJ（JPY）

運用会社	PIMCO社
主要運用対象	外国債券
運用の基本方針	ベンチマークであるBofAメリルリンチ米国ハイイールドBB－B格インデックス（円ベース、ヘッジなし）を上回る投資成果を目指しつつ、トータルリターンの最大化を目指します。

b. SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建の短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

※上記ファンドの詳細に関しましては、後述の「参考情報：他の投資信託の概要」をご覧ください。

〔ファンドの特徴〕

1. 米国のハイイールド債中心に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式の運用により、実質的に、B B～B格相当の米国の社債を中心に投資を行います。

ハイイールド債とは、格付けがB B格相当以下の債券をいいます。

一般的にハイイールド債は、投資適格債券（B B B格相当以上）に比べて、債務の返済能力が相対的に劣り、利息や元本の支払いが停滞したり、支払われなくなるリスクが高い分、利回りは相対的に高くなっています。

2. 世界有数の債券運用会社であるPIMCOグループのノウハウを活用します。

当ファンドの運用指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。

なお、当ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託はPIMCO社が運用を行います。

ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

3. 実質的に組み入れる外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4. 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

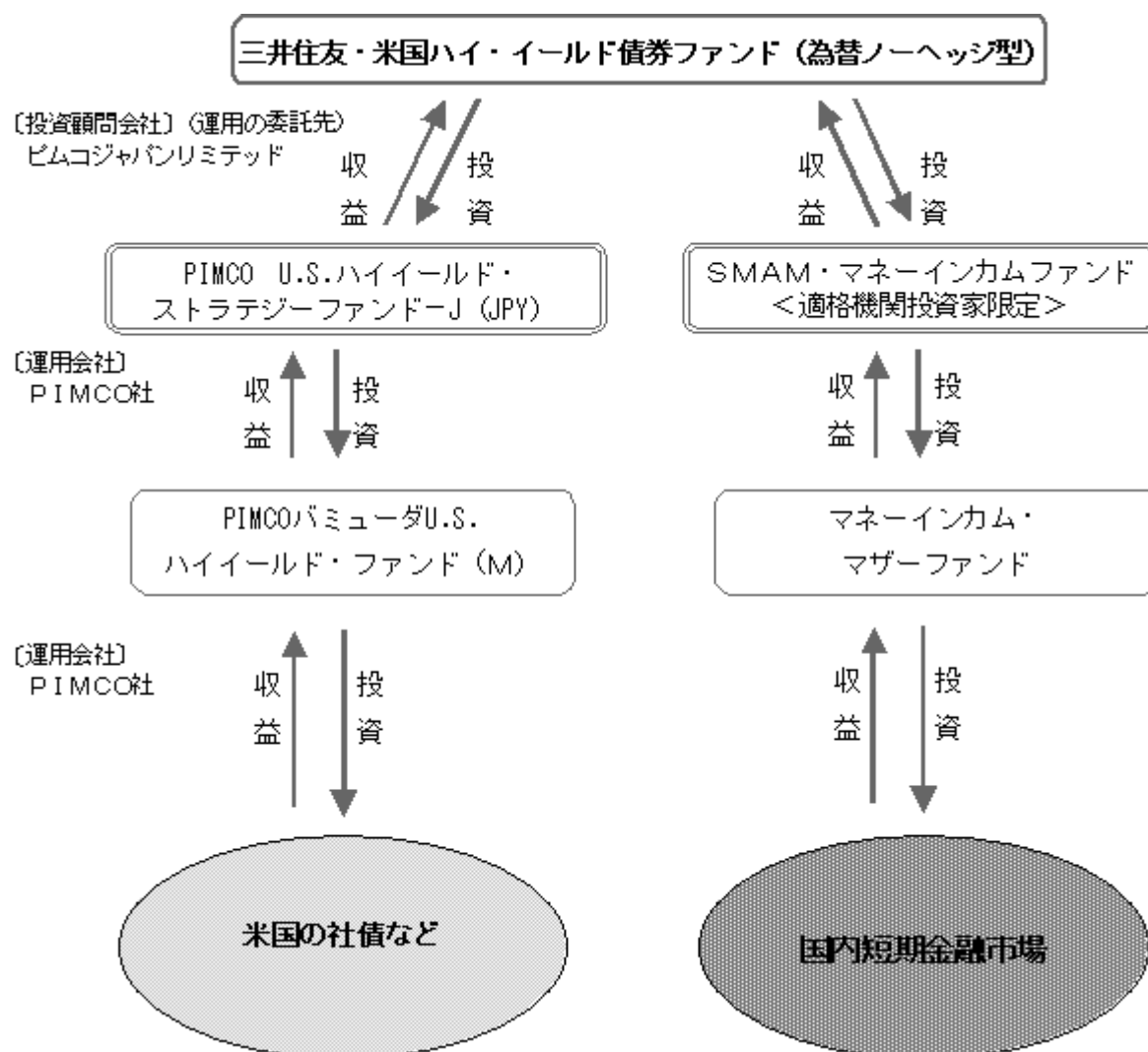
原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。

ただし、分配を行わない場合もあります。

※ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔ファンドの仕組み〕



（２）【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．金銭債権
- ３．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社（委託会社から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．「PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンド－J（JPY）」受益証券
- ２．「SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」受益証券
- ３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ４．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
- ５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第５号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

※主要投資対象となるファンドの名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記

「（１）投資方針」の記載をご覧ください。

（３）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用の主要部分は、委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたピムコジャパンリミテッドが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います（運用状況のモニタリング、運用状況の報告など。また、当ファンドが投資する他の投資信託の運用は、PIMCO社が行います。）。

委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先に対しては、運用内容に関する十分な情報開示を求め、投資判断と委託の内容に齟齬がないかを確認します。また、定性・定量面における運用委託先の評価を継続的に実施します。

運用委託先管理部会において運用委託先との契約について年１回見直しの検討および継続可否判断等を行い、運用実績に優位性がある等の合理的理由のないままでの契約の継続は行いません。

【参考情報：PIMCOにおける運用体制】

1. 運用体制

主にマクロ経済分析に基づくトップ・ダウン戦略を担当するジェネラリストと、ハイイールド債、投資適格社債、エマージング債、モーゲージ債などの専門分野を担当し、主に個別銘柄選択などのボトム・アップ戦略を担当するスペシャリストから構成されています。

2. 運用哲学

運用においては、デュレーション戦略、イールドカーブ戦略、通貨戦略といったトップ・ダウン戦略と、セクター戦略、銘柄選択等のボトム・アップ戦略を融合させより安定した超過収益の獲得を目指します。

（１）コア・アプローチ

ポートフォリオのトータル・リスクをベンチマーク並みにコントロールしつつ、安定した超過収益の獲得を目指します。

（２）ファンダメンタルズの重視

経済分析をベースとした長期的な価値を追求し、短期のタイミングに依存した運用の回避を目指します。

（３）複数の源泉から付加価値を獲得

「リスク・バジェット」を慎重に管理しつつ、グローバルに付加価値の獲得を目指します。

（４）最先端の定量分析ツール

最先端の定量分析ツールでリスクの測定とモニタリングを行います。

3. 運用プロセス

- ・経済および政治の長期的な影響を分析するため、年に1回長期経済予測会議においてポートフォリオ全体としてのリスクの方向性を決定します。
- ・短期的な景気動向を分析するため、四半期毎に短期経済予測会議を開催し主要経済圏について経済成長率やインフレ率、短期的に市場に影響を及ぼすトレンド等についての分析と予測を行います。
- ・経済予測会議の終了後、インベストメントコミッティーにおいてポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望と債券市場の様々なセクターを担当しているスペシャリストからのボトム・アップ情報の両方を活用しつつ、コンセンサスに基づいて国別配分、通貨配分、デュレーション、イールドカーブ、セクター配分および信用分析を含むポートフォリオの構成とリスク特性のターゲットを決定し、投資テーマを策定します。
- ・各運用チームの戦略会議にてより詳細なモデルポートフォリオを構築します。
- ・個別銘柄選択に関しては、各セクター・スペシャリストからのボトム・アップ戦略とクレジット・アナリストのリサーチから、割高／割安分析、流動性等を勘案して決定します。

（４）【分配方針】

毎月12日（休業日の場合は翌営業日となります。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】**Ⅰ ファンドの信託約款に基づく投資制限**

- イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ホ 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。
- ヘ 資金の借入れ
 - （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - （ニ）借入金の利息は信託財産中から支弁します。

Ⅱ 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報：他の投資信託の概要〕

(PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドーJ (JPY))

形態	バミューダ籍外国投資信託（円建て）
主要運用対象	「PIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド（M）」受益証券を主要投資対象とします。
運用の基本方針	・「PIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド（M）」受益証券を主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド（M）」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ベンチマーク	BofAメリルリンチ米国ハイイールドBBーB格インデックス（円ベース、ヘッジなし）
投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
決算日	年1回、原則として、毎年10月31日
分配方針	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行う方針です。
信託報酬	ありません。
成功報酬	ありません。
その他の費用	組入の有価証券の売買時の売買委託手数料、租税公課、借入費用など。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

（ご参考）前記の投資信託が投資対象とするPIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド（M）の概要

形態	バミューダ籍外国投資信託（ドル建て）
主要運用対象	・取得時において、S & P社またはムーディーズ社の格付けがBB／Ba格～B格の債券（格付けが付与されていない場合は、投資顧問会社が当該格付けと同等の信用力を有すると判断した債券）を主要投資対象とします。 ・投資する債券などの種類は以下の通りです。 1. 各国政府または政府の部局またはその他の政府系金融機関の発行する債券 2. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債（新株予約権付社債および優先権付社債およびCPを含みます。） 3. モーゲージ証券およびアセット・バック証券 4. 政府または企業が発行するインフレ連動債券 5. 仕組債（ハイブリッド証券やインデックス証券およびローン・パーティシペーションを含みます。） 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 国際機関の発行する債券
運用の基本方針	ベンチマークを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンを最大化をめざします。
ベンチマーク	BofAメリルリンチ米国ハイイールドBB－B格インデックス（ドルベース）
投資制限	・通常、取得時において、S & P社またはムーディーズ社の格付けがBB／Ba格以下の債券（格付けが付与されていない場合は、投資顧問会社が当該格付けと同等の信用力を有すると判断した債券）への投資は、ファンドの純資産総額の70%以上とします。 ・ファンドの平均格付けはB格以上を維持します。 ・ファンド全体のデュレーションは、ベンチマーク－2年の範囲でコントロールします。 ・1発行体への投資は、取得時においてファンドの3%を上限とします。ただし、国債・政府保証債などへの投資には制限を設けません。 ・ファンドは、その資産のすべてを派生商品への投資として、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、クレジット・デフォルト・スワップを含むスワップ取引、スワップション取引、スプレッドロック、キャップ／フロア取引などにも投資できます。 ・モーゲージ、アセット・バック関連デリバティブズには最大5%まで投資できます。 ・新興国市場へは最大10%まで投資できます。 ・転換社債、優先証券を除き株式への投資は行いません。 ・ファンドは、収益獲得のため、ポートフォリオ上保有する証券を金融商品取引業者やその他金融機関に貸し出すことができます。 ・流動性の乏しい証券（ファンドが証券を時価評価した金額とほぼ同額で、7日以内に処分され得ない証券をいいます。）への投資は、最大15%までとします。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行うことができます。ただし、ファンドの純資産価額の100%を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産価額の10%を超える借入残高が生じる借入れは行わないものとします。
決算日	年1回、原則として、毎年10月31日
分配方針	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行う方針です。
信託報酬	ありません。
成功報酬	ありません。
その他の費用	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、租税公課、借入費用など。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

（SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞）**（１）運用会社等**

- イ 委託会社 三井住友アセットマネジメント株式会社
- ロ 受託会社 住友信託銀行株式会社

（２）投資方針等

イ 基本方針

マネーインカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。また、市況動向によっては、円貨建の短期公社債および短期金融商品に直接投資を行うことがあります。

ロ 投資態度

主として、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

- （イ）主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- （ロ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．約束手形
- ４．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、三井住友アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「マネーインカム・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（４）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- （ロ）投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （ハ）外貨建資産への投資は行いません。
- （ニ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ロ 法令に基づく投資制限

前記「（５）投資制限 II 法令に基づく投資制限」は、当投資信託についても課されます。

（５）その他

イ 信託報酬

このファンドの信託財産の純資産総額に以下の率（信託報酬率）を乗じて得た額。なお、信託報酬率は月次で見直すものとし、各月の最終営業日の翌日から翌月の最終営業日までの信託報酬率は、当該各月の最終5営業日における無担保コール翌日物レート（年率）の平均値（当該平均率）に応じ、次に掲げる率とします。

当該平均率の水準	信託報酬率
当該平均値が0.25%未満の場合	当該平均値に0.4を乗じた率 （下限は0%）
当該平均値が0.25%以上0.50%未満の場合	0.10%
当該平均値が0.50%以上1.00%未満の場合	0.14%
当該平均値が1.00%以上の場合	0.18%

ロ 手数料

取得申込時および換金時には手数料はかかりません。

ハ 信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に対し、0.01%

ニ 決算日

毎年1回（原則として4月13日）

（ご参考）前記の投資信託が投資対象とするマネーインカム・マザーファンドの概要**（１）投資方針等****イ 基本方針**

円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指します。

ロ 投資態度

（イ）主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

（ロ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象**イ 投資対象とする資産の種類**

前記、SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞の「（２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記、SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞の「（２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載した有価証券の各号（第1号から第21号）に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記、SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞の「（２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した金融商品に同じです。

（３）投資制限**イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（ロ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

（ハ）外貨建資産への投資は行いません。

（ニ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ロ 法令に基づく投資制限

前記「（５）投資制限 II 法令に基づく投資制限」は、当投資信託についても課されます。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その基準価額は、保有する債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。また、保有する債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等にも影響を受けます。当ファンドが組み入れる投資信託の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額も上下し、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ロ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ホ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

〔参考情報：PIMCOのリスク管理体制〕

実効性のある管理を行うためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行うことが不可欠であると考えています。すべてのポートフォリオとすべての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することによりシステムの信頼性を保っています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、１口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年1.68%（税抜き1.6%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.8925% (0.85%)	年0.7350% (0.70%)	年0.0525% (0.05%)

※（ ）内は税抜き。

※委託会社の報酬には、当ファンドの運用に関する権限の一部の委託を受ける投資顧問会社の報酬（年0.63%（税抜き0.6%））が含まれております。

※投資対象とする他の投資信託（SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞）においても信託報酬がかかります（組入評価額に対し最大年0.189%（税抜き0.18%）程度）。

なお、PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドーJ（JPY）には信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、年2,100,000円（税抜き2,000,000円）を上限として、日割りした金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】**イ 個別元本について**

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

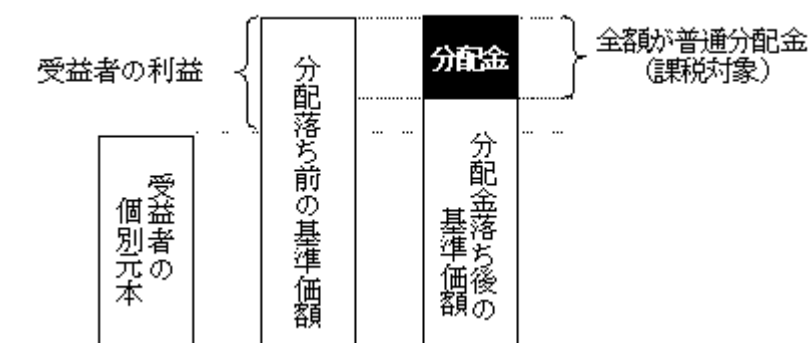
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

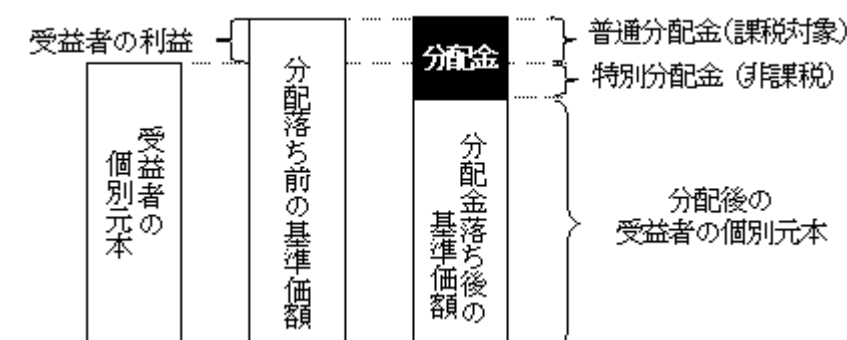
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度の適用はありません。

※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

※上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成21年11月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】**（１）【投資状況】**

平成21年11月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,001,593	0.11
	バミューダ	1,757,881,770	97.08
	小 計	1,759,883,363	97.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		50,819,921	2.81
合計(純資産総額)		1,810,703,284	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】**

イ 主要投資銘柄

平成21年11月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価／金額 (円)	評価額 単価／金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託 受益証券	PIMCO U.S.ハイイールド・ ストラテジーファンド－J（JPY）	170,635	10,580.01 1,805,321,522	10,302 1,757,881,770	97.08
日本	投資信託 受益証券	SMAM・マネーインカムファンド ＜適格機関投資家限定＞	1,991,041	1.0053 2,001,593	1.0053 2,001,593	0.11

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成21年11月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.19
合計	97.19

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額（円）
特定1期（平成21年10月13日）（分配落）	1,376,259,682	10,377
特定1期（平成21年10月13日）（分配付）	1,416,977,466	10,777
平成21年4月末日	331,218,552	10,000
平成21年5月末日	496,314,085	10,189
平成21年6月末日	693,736,283	10,286
平成21年7月末日	896,198,109	10,641
平成21年8月末日	1,073,796,231	10,518

平成21年9月末日	1,298,102,980	10,515
平成21年10月末日	1,672,908,927	10,686
平成21年11月末日	1,810,703,284	10,154

②【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定1期（平成21年4月30日～平成21年10月13日）	400

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
特定1期	7.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成21年4月30日

信託契約締結、設定、運用開始。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

- （イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取り引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
- 当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- （ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
- なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。
- （ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
- 販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ファンドのお買付けに関しましては、クーリングオフ制度の適用はありません。
- （ニ）申込不可日
- 上記にかかわらず、ファンドの設定日以降、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ 申込価額

当初申込期間：1口につき1円です。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口につき1円）×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口につき1円）×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日まで、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、当初申込期間にかかるものについては当ファンドの設定日（平成21年4月30日）に、継続申込期間にかかるものについては追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「米ハイ無」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号 [※]	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成21年4月30日から平成28年4月12日まで、もしくは下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】**イ 信託の終了****(イ) 信託契約の解約**

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱い、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い**(イ) 収益分配金**

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。
- ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものと、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ニ）書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- （ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱い、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として4、10月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

書面決議の結果、当ファンドの解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合は、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定1期（平成21年4月30日から平成21年10月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【三井住友・米国ハイ・イールド債券ファンド（為替ノーヘッジ型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

特定 1 期 (平成21年10月13日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	106,108,667
投資信託受益証券	1,298,620,039
未収利息	232
流動資産合計	1,404,728,938
資産合計	1,404,728,938
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	13,262,874
未払解約金	13,356,080
未払受託者報酬	52,607
未払委託者報酬	1,630,858
その他未払費用	166,837
流動負債合計	28,469,256
負債合計	28,469,256
純資産の部	
元本等	
元本	1,326,287,478
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	49,972,204
元本等合計	1,376,259,682
純資産合計	1,376,259,682
負債純資産合計	1,404,728,938

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定１期 自 平成21年４月30日 至 平成21年10月13日
営業収益	
受取配当金	44,690,640
受取利息	18,267
有価証券売買等損益	16,924,994
営業収益合計	61,633,901
営業費用	
受託者報酬	197,080
委託者報酬	6,109,467
その他費用	939,216
営業費用合計	7,245,763
営業利益	54,388,138
経常利益	54,388,138
当期純利益	54,388,138
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,272,415
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,387,210
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,561
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,372,649
剰余金減少額又は欠損金増加額	812,945
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	812,945
分配金	40,717,784
期末剰余金又は期末欠損金（△）	49,972,204

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	特定 1 期 自 平成21年 4 月30日 至 平成21年10月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。なお、「SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」投資信託受益証券については前営業日の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は、設定日の平成21年 4 月30日から平成21年10月13日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定 1 期 （平成21年10月13日現在）
1. 受益権総数	当該特定期間の末日における受益権の総数 1,326,287,478口
2. 1 単位当たり純資産額	1.0377円 （1 万口＝10,377円）

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定 1 期 自 平成21年 4 月30日 至 平成21年10月13日
分配金の計算過程	(自 平成21年 4 月30日 至 平成21年 5 月12日) 第 1 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,314円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(7,370,249円)、収益調整金(254,600円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は7,626,163円(1 万口当たり200.83円)であります。分配を行っておりません。 (自 平成21年 5 月13日 至 平成21年 6 月12日) 第 2 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,347円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(25,506,363円)、収益調整金(4,470,658円)、および分配準備積立金(7,371,563円)より、分配対象収益は37,351,931円(1 万口当たり612.31円)であります。分配を行っておりません。 (自 平成21年 6 月13日 至 平成21年 7 月13日) 第 3 計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,879,974円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(11,354,057円)、および分配準備積立金(32,881,273円)より、分配対象収益は51,115,304円(1 万口当たり709.36円)であり、うち7,205,808円(1 万口当たり100円)を分配金額としております。 (自 平成21年 7 月14日 至 平成21年 8 月12日) 第 4 計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,726,302円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(24,150,202円)、収益調整金(16,477,402円)、および分配準備積立金(39,211,443円)より、分配対象収益は89,565,349円(1 万口当たり983.20円)であり、うち9,109,488円(1 万口当たり100円)を分配金額としております。 (自 平成21年 8 月13日 至 平成21年 9 月14日) 第 5 計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,397,350円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(25,461,088円)、および分配準備積立金(73,087,947円)より、分配対象収益は108,946,385円(1 万口当たり978.00円)であり、うち11,139,614円(1 万口当たり100円)を分配金額としております。 (自 平成21年 9 月15日 至 平成21年10月13日) 第 6 計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,266,236円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(35,558,568円)、および分配準備積立金(81,612,955円)より、分配対象収益は130,437,759円(1 万口当たり983.48円)であり、うち13,262,874円(1 万口当たり100円)を分配金額としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定１期（自 平成21年４月30日 至 平成21年10月13日）

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,298,620,039円	9,591,126円
合 計	1,298,620,039円	9,591,126円

（デリバティブ取引に関する注記）

Ⅰ．取引の状況に関する事項

項 目	特定１期 自 平成21年４月30日 至 平成21年10月13日
１．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 ①外国為替の売買の予約取引。
２．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては、投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。
３．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため。なお、外貨建資産に対する為替ヘッジは原則行いません。
４．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。
５．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。

Ⅱ．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

特定１期（平成21年10月13日現在）

特定１期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定１期（自 平成21年４月30日 至 平成21年10月13日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	特定１期 (平成21年10月13日現在)
期首元本額	331,224,194円
期中追加設定元本額	1,037,187,493円
期中一部解約元本額	42,124,209円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種 別	銘柄名	総口数	評価額
投資信託 受益証券	PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジー ファンドーJ（JPY）	123,124	1,296,618,844円
投資信託 受益証券	SMAM・マネーインカムファンド <適格機関投資家限定>	1,991,041	2,001,195円
合 計			1,298,620,039円

<参考>

当ファンドは、「PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドーJ（JPY）」、「SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>」投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外となっております。

「PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドーJ（JPY）」の状況

記載事項はありません。

「SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」の状況

SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞

（１）貸借対照表

対象年月日	(平成21年10月9日現在)
科 目	金額(円)
資産の部	
I 流動資産	
コール・ローン	1
親投資信託受益証券	131,344,325
流動資産合計	131,344,326
資産合計	131,344,326
負債の部	
I 流動負債	
未払受託者報酬	1,855
未払委託者報酬	16,703
流動負債合計	18,558
負債合計	18,558
純資産の部	
I 元本等	
1 元本	
元本	130,657,024
元本合計	130,657,024
2 剰余金	
剰余金	668,744
剰余金合計	668,744
元本等合計	131,325,768
純資産合計	131,325,768
負債・純資産合計	131,344,326

（注）「SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」は、毎年4月13日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成21年10月9日現在における同ファンドの状況です。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	自 平成21年 4 月14日 至 平成21年10月 9 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成21年10月 9 日現在）
1. 受益権総数	平成21年10月 9 日現在における受益権の総数 130,657,024口
2. 1 単位当たり純資産額	1.0051円 （1 万口＝10,051円）

（デリバティブ取引に関する注記）

I. 取引の状況に関する事項

項 目	自 平成21年 4 月14日 至 平成21年10月 9 日
1. 取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 ① a. わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ②異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 ③金利先渡し取引
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。
3. 取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため。
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。
5. 取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。

Ⅱ. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

（平成21年10月9日現在）

平成21年10月9日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成21年4月14日 至 平成21年10月9日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成21年10月9日現在）	
期 首	平成21年4月14日
期首元本額	20,000,000円
期首より平成21年10月9日までの追加設定元本額	143,143,819円
期首より平成21年10月9日までの一部解約元本額	32,486,795円

（3）附属明細表

有価証券明細表

（a）株式

該当事項はありません。

（b）株式以外の有価証券

種 別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	マネーインカム・マザーファンド	130,496,101円	1.0065円	131,344,325円

〔参考情報〕

SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞は、「マネーインカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外であります。

「マネーインカム・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

対象年月日	(平成21年10月9日現在)
科 目	金額（円）
資産の部	
I 流動資産	
コール・ローン	5,783,411
国債証券	129,197,041
未収利息	217,453
前払費用	274,743
流動資産合計	135,472,648
資産合計	135,472,648
負債の部	
I 流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
I 元本等	
1 元本	
元本	134,599,524
元本合計	134,599,524
2 剰余金	
剰余金	873,124
剰余金合計	873,124
元本等合計	135,472,648
純資産合計	135,472,648
負債・純資産合計	135,472,648

（注）「マネーインカム・マザーファンド」は、毎年4月13日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成21年10月9日現在における同マザーファンドの状況です。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	自 平成21年４月14日 至 平成21年10月 9日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券（売買目的有価証券） 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成21年10月 9日現在）
１．受益権総数	平成21年10月 9日現在における受益権の総数 134,599,524口
２．１単位当たり純資産額	1.0065円 （１万口＝10,065円）

（デリバティブ取引に関する注記）

Ⅰ．取引の状況に関する事項

項 目	自 平成21年４月14日 至 平成21年10月 9日
１．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 ① a. わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ②異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 ③金利先渡し取引
２．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。
３．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため。
４．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。
５．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。

Ⅱ. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

（平成21年10月9日現在）

平成21年10月9日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成21年4月14日 至 平成21年10月9日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成21年10月9日現在）	
期 首	平成21年4月14日
期首元本額	21,902,962円
期首より平成21年10月9日までの追加設定元本額	145,947,481円
期首より平成21年10月9日までの一部解約元本額	33,250,919円
平成21年10月9日現在における元本の内訳	
スミセイ・DCバランスファンド（機動的資産配分型）	2,528,949円
スミセイ・DCターゲットイヤーファンド2020	269,982円
スミセイ・DCターゲットイヤーファンド2025	17,007円
スミセイ・DCターゲットイヤーファンド2030	220,277円
スミセイ・DCターゲットイヤーファンド2035	17,004円
スミセイ・DCターゲットイヤーファンド2040	17,004円
スミセイ・DCターゲットイヤーファンド2045	34,199円
三井住友・ロシア株式オープン	999,001円
SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	130,496,101円
合 計	134,599,524円

（3）附属明細表

有価証券明細表

（a）株式

該当事項はありません。

（b）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	第216回利付国債（10年）	63,500,000	63,679,705	
	第219回利付国債（10年）	21,600,000	21,753,144	
	第221回利付国債（10年）	21,600,000	21,855,960	
	第223回利付国債（10年）	21,600,000	21,908,232	
	国債証券 小計	128,300,000	129,197,041	
合 計			129,197,041	

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

平成21年11月30日現在

I 資産総額	1,834,362,879 円
II 負債総額	23,659,595 円
III 純資産総額(I－II)	1,810,703,284 円
IV 発行済口数	1,783,255,088 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.0154 円
（ 1万口当たり純資産額	10,154 円）

第５【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
特定１期	1,368,411,687	42,124,209

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成22年1月4日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減
該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

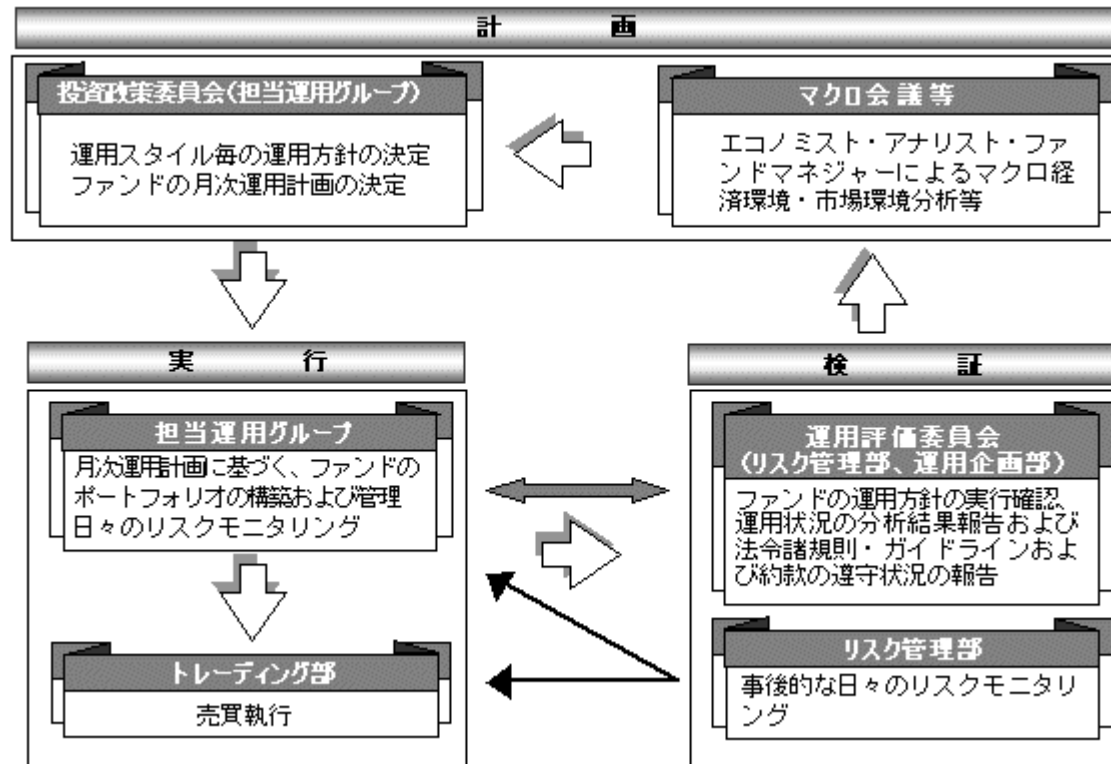
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年11月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成21年11月30日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	74 (1)	177,994 (203)
	追加型	244 (110)	3,967,396 (2,446,728)
	計	318 (111)	4,145,390 (2,446,931)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合 計		318 (111)	4,145,390 (2,446,931)

※（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2 当社は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第25期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		第 23 期	第 24 期
		(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)
(資 産 の 部)			
流動資産			
現金及び預金	※ 2	18,130,988	15,883,303
有価証券		5,994,478	2,998,947
前払費用		222,628	323,949
未収入金		-	3,593
未収委託者報酬		4,184,389	2,158,082
未収運用受託報酬		1,008,548	635,902
未収投資助言報酬	※ 2	493,368	406,959
未収収益		8,180	8,062
未収還付法人税等		-	1,068,737
未収還付消費税等		-	182,000
繰延税金資産		439,833	68,795
その他の流動資産		24,816	2,641
流動資産計		30,507,231	23,740,977
固定資産			
有形固定資産	※ 1		
建物		169,017	169,629
器具備品		225,583	200,701
有形固定資産合計		394,601	370,331
無形固定資産	※ 1		
電話加入権		173	161
商標権		10,048	8,104
無形固定資産合計		10,222	8,266
投資その他の資産			
投資有価証券		1,598,911	2,542,125

関係会社株式	236,178	236,178
長期差入保証金	702,453	783,231
長期前払費用	18,200	14,643
会員権	17,113	20,113
繰延税金資産	15,024	34,393
投資その他の資産合計	2,587,882	3,630,686
固定資産計	2,992,706	4,009,284
資産合計	33,499,937	27,750,261

(単位：千円)

	第 23 期 (平成20年3月31日現在)	第 24 期 (平成21年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
流動負債		
預り金	40,052	44,497
未払金		
未払収益分配金	2,787	947
未払償還金	28,571	23,376
未払手数料 ※ 2	1,727,481	891,493
その他未払金	149,275	112,743
未払費用	760,613	612,126
未払消費税等	366,587	-
未払法人税等	3,334,415	-
前受収益	5,985	-
賞与引当金	375,721	291,836
その他の流動負債	254	-
流動負債計	6,791,746	1,977,020
固定負債		
退職給付引当金	749,327	972,202
固定負債計	749,327	972,202
負債合計	7,541,073	2,949,223
(純 資 産 の 部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		

利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計	15,304,488	14,177,860
株主資本計	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,392	△ 5,805
評価・換算差額等計	25,392	△ 5,805
純資産合計	25,958,864	24,801,038
負債・純資産合計	33,499,937	27,750,261

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第 23 期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第 24 期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	32,260,683	20,072,582
運用受託報酬	4,320,395	3,506,635
投資助言報酬	2,276,198	2,048,748
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	75,471	60,260
その他	-	2,749
営業収益計	38,937,748	25,695,976
営業費用		
支払手数料	15,226,126	9,326,200
広告宣伝費	834,129	529,276
公告費	8,062	1,227
受益証券発行費	218	-
調査費		
調査費	541,419	538,515
委託調査費	2,298,023	1,310,113
営業雑経費		
通信費	27,577	30,202
印刷費	325,929	302,661
協会費	18,986	23,322
諸会費	15,281	14,373
情報機器関連費	1,936,376	2,036,426
販売促進費	36,029	55,223
その他	60,681	55,485
営業費用計	21,328,842	14,223,029

一般管理費		
給料		
役員報酬	166,266	174,486
給料・手当	3,698,904	4,004,575
賞与	1,119,415	1,051,279
賞与引当金繰入額	375,721	291,836
交際費	20,571	23,229
寄付金	-	4,000
事務委託費	250,163	356,543
旅費交通費	249,775	258,981
租税公課	116,931	81,166
不動産賃借料	624,843	762,812
退職給付費用	277,530	262,634
固定資産減価償却費	149,507	119,811
諸経費	398,374	281,968
一般管理費計	7,448,006	7,673,326
営業利益	10,160,899	3,799,620

営業外収益		
受取配当金	8,036	-
有価証券利息	7,450	22,216
受取利息	※ 1 34,555	36,255
為替差益	634	11,209
時効成立分配金・償還金	5,827	7,832
原稿・講演料	4,424	3,910
雑収入	3,743	4,132
営業外収益計	64,671	85,555
営業外費用		
時効成立後支払分配金・償還金	1,826	693
雑損失	0	82
営業外費用計	1,826	775
経常利益	10,223,744	3,884,401
特別利益		
貸倒引当金戻入益	25,000	-
投資有価証券償還益	5,787	1,136
投資有価証券売却益	124,622	122
ゴルフ会員権売却益	5,555	-
特別利益計	160,966	1,259
特別損失		
固定資産除却損	※ 2 12,288	688
投資有価証券償還損	503	84,238
投資有価証券評価損	17,700	65,553
投資有価証券売却損	56	464,272
投資有価証券清算損	256	-
ゴルフ会員権売却損	24,476	-
特別損失計	55,282	614,753
税引前当期純利益	10,329,428	3,270,907
法人税、住民税及び事業税	4,544,339	1,206,047
法人税等調整額	△134,250	369,088
法人税等合計	4,410,088	1,575,135

当期純利益		
	5,919,339	1,695,771

（３）【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第 23 期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第 24 期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
特別償却準備金		
前期末残高	9,041	-
当期変動額		
特別償却準備金取崩	△ 9,041	-
当期変動額合計	△ 9,041	-
当期末残高	-	-
別途積立金		

前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,613,302	13,483,283
当期変動額		
特別償却準備金取崩	9,041	-
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,869,980	△ 1,126,628
当期末残高	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計		
前期末残高	10,443,548	15,304,488
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	△ 1,126,628
当期末残高	15,304,488	14,177,860

株主資本合計		
前期末残高	21,072,532	25,933,472
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	△ 1,126,628
当期末残高	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
 その他有価証券評価差額金		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 407,911	△ 31,197
当期変動額合計	△ 407,911	△ 31,197
当期末残高	25,392	△ 5,805
評価・換算差額合計		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 407,911	△ 31,197
当期変動額合計	△ 407,911	△ 31,197
当期末残高	25,392	△ 5,805
純資産合計		
前期末残高	21,505,836	25,958,864
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 407,911	△ 31,197
当期変動額合計	4,453,028	△ 1,157,826
当期末残高	25,958,864	24,801,038

重要な会計方針

項 目	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 (2) 退職給付引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。	同左 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

(会計処理の変更)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
有形固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。	—
—	リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 当事業年度において、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による取引はありません。

(表示方法の変更)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1.前事業年度において区分掲記しておりました「現金」（当事業年度877千円）及び「預金」（当事業年度18,130,111千円）は、金融商品取引法の施行により「現金及び預金」として表示しております。 2.金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ1,001,467千円、444,216千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ3,970,091千円、2,451,535千円であります。 3.前事業年度において区分掲記しておりました「時効成立分配金」（当事業年度53千円）及び「時効成立償還金」（当事業年度5,773千円）は、金額的重要性が乏しいため、「時効成立分配金・償還金」として表示しております。	—

(追加情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却の方法) 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。 (退職給付会計) 退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、従業員の増加に伴い、当事業年度より原則法による算定方法に変更しております。 この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益は、それぞれ123,774千円減少しております。 また、この変更は従業員の増加等に伴い、当下期に行ったため、当中間会計期間は、前事業年度と同一の方法によっております。従って当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益及び中間純利益は128,390千円多く計上されております。	—

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 126,027千円 器具備品 859,261千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 60千円 ソフトウェア 111,411千円 商標権 9,393千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 150,704千円 器具備品 941,423千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 72千円 商標権 11,337千円
※2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 12,481,426千円 未収投資助言報酬 478,296千円 未払手数料 509,702千円	※2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 10,311,398千円 未収投資助言報酬 398,818千円 未払手数料 331,400 千円
3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 一十千円	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 一十千円

差引額	10,000,000千円	差引額	10,000,000千円
4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額149,005千円の支払保証を行っております。		4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額128,926千円の支払保証を行っております。	

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 24,820千円	※1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 18,943千円
※2 固定資産除却損は、器具備品12,082千円、電話加入権206千円であります。	※2 固定資産除却損は、器具備品688千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成20年6月23日開催の第23回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成21年6月30日開催の第24回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)																								
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>9,504</td><td>9,504</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>7,603</td><td>7,603</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>1,900</td><td>1,900</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	9,504	9,504	減価償却累計額相当額	7,603	7,603	期末残高相当額	1,900	1,900	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>5,330</td><td>5,330</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>5,330</td><td>5,330</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	5,330	5,330	減価償却累計額相当額	5,330	5,330	期末残高相当額	-	-
	器具備品	合計																							
取得価額相当額	9,504	9,504																							
減価償却累計額相当額	7,603	7,603																							
期末残高相当額	1,900	1,900																							
	器具備品	合計																							
取得価額相当額	5,330	5,330																							
減価償却累計額相当額	5,330	5,330																							
期末残高相当額	-	-																							
②未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)	②未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)																								
<table><tr><td>1年以内</td><td>2,030</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,030</td></tr></table>	1年以内	2,030	合計	2,030	<table><tr><td>1年以内</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>-</td></tr></table>	1年以内	-	合計	-																
1年以内	2,030																								
合計	2,030																								
1年以内	-																								
合計	-																								
③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)																								
<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,067</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,900</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>104</td></tr></table>	支払リース料	2,067	減価償却費相当額	1,900	支払利息相当額	104	<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,067</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,900</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>37</td></tr></table>	支払リース料	2,067	減価償却費相当額	1,900	支払利息相当額	37												
支払リース料	2,067																								
減価償却費相当額	1,900																								
支払利息相当額	104																								
支払リース料	2,067																								
減価償却費相当額	1,900																								
支払利息相当額	37																								
④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																								
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・同左																								
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法																								
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・同左																								
2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引																								

(借主側)			(借主側)		
未経過リース料 (単位:千円)			未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円)		
1年以内		1,119	1年以内		710,121
1年超		1,959	1年超		962,627
合計		3,078	合計		1,672,748

(有価証券関係)

第23期(平成20年3月31日現在)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	5,994,478	5,993,700	△778
小計	5,994,478	5,993,700	△778
合計	5,994,478	5,993,700	△778

2.その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	800,100	877,780	77,680
小計	800,100	877,780	77,680
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	655,700	620,832	△34,867
小計	655,700	620,832	△34,867
合計	1,455,800	1,498,613	42,813

3.時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
-----	---------	---------

628,566	124,622	56
---------	---------	----

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	6,000,000	—	—	—
小計	6,000,000	—	—	—
(2)その他有価証券	—	—	—	—
小計	—	—	—	—
合計	6,000,000	—	—	—

第24期(平成21年3月31日現在)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,998,947	2,998,800	△147
小計	2,998,947	2,998,800	△147
合計	2,998,947	2,998,800	△147

2.その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	329,907	346,809	16,902
小計	329,907	346,809	16,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,117,725	2,095,017	△22,707
小計	2,117,725	2,095,017	△22,707
合計	2,447,632	2,441,827	△5,805

3.時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
882,530	122	464,272

5. 其他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	3,000,000	—	—	—
小計	3,000,000	—	—	—
(2)其他有価証券	—	—	—	—
小計	—	—	—	—
合計	3,000,000	—	—	—

（デリバティブ取引関係）

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																						
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。																						
2. 退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>749,327</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>749,327</td></tr> </table>	退職給付債務	749,327	退職給付引当金	749,327	2. 退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>972,202</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>972,202</td></tr> </table>	退職給付債務	972,202	退職給付引当金	972,202														
退職給付債務	749,327																						
退職給付引当金	749,327																						
退職給付債務	972,202																						
退職給付引当金	972,202																						
3. 退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>126,881</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>9,519</td></tr> <tr> <td>簡便法から原則法への変更による差額</td><td>125,138</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>15,991</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>277,530</td></tr> </table>	勤務費用	126,881	利息費用	9,519	簡便法から原則法への変更による差額	125,138	その他	15,991	退職給付費用	277,530	3. 退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>145,258</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>12,449</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td>87,363</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>6,153</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>11,409</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>262,634</td></tr> </table>	勤務費用	145,258	利息費用	12,449	過去勤務債務の費用処理額	87,363	数理計算上の差異の費用処理額	6,153	その他	11,409	退職給付費用	262,634
勤務費用	126,881																						
利息費用	9,519																						
簡便法から原則法への変更による差額	125,138																						
その他	15,991																						
退職給付費用	277,530																						
勤務費用	145,258																						
利息費用	12,449																						
過去勤務債務の費用処理額	87,363																						
数理計算上の差異の費用処理額	6,153																						
その他	11,409																						
退職給付費用	262,634																						
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5%	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5% 過去勤務債務の額の処理年数																						

	1年（発生時において費用処理する方法） 数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）
--	---

(税効果会計関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部 繰延税金資産	(1) 流動の部 繰延税金資産
賞与引当金 152,880	賞与引当金 118,748
未払事業税 260,640	未払社会保険料 12,792
未払社会保険料 13,739	未払事業所税 6,134
未払事業所税 5,846	その他 5,436
その他 6,726	繰延税金資産計 143,111
繰延税金資産計 439,833	評価性引当額 —
評価性引当額 —	繰延税金資産合計 143,111
繰延税金資産合計 439,833	繰延税金負債
繰延税金資産の純額 439,833	未収還付事業税 74,316
	繰延税金負債合計 74,316
	繰延税金資産の純額 68,795
(2) 固定の部 繰延税金資産	(2) 固定の部 繰延税金資産
退職給付引当金 304,901	退職給付引当金 395,589
ソフトウェア償却 78,264	ソフトウェア償却 101,933
投資有価証券評価損 29,953	投資有価証券評価損 56,627
特定外国子会社留保金額 159,153	特定外国子会社留保金額 193,760
その他 13,042	その他有価証券評価差額金 2,362
繰延税金資産計 585,314	その他 14,742
評価性引当額 △552,870	繰延税金資産計 765,014
繰延税金資産合計 32,444	評価性引当額 △730,620
繰延税金負債	繰延税金資産合計 34,393
その他有価証券評価差額金 17,420	繰延税金資産の純額 34,393
繰延税金負債合計 17,420	

繰延税金資産の純額		15,024	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)	(%)	
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
評価性引当額の増減	2.4	評価性引当額の増減	5.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割等	0.0	住民税均等割等	0.2
その他	△0.5	その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.2

(関連当事者との取引)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金又 は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 35	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,324,757 276,418	未収投資 助言報酬 未払手数料	331,981 42,572
その他の 関係会社	三井生命 保険(株)	東京都 千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有) 直接 30	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	273,276 251,915	未収投資 助言報酬 未払手数料	143,563 88,117
その他の 関係会社	三井住友 海上火災 保険(株)	東京都 中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有) 直接17.5	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	579,567 441,750	未払手数料	53,804
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	2,407,945	未払手数料	325,208

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金又 は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	199,897	未払金	2,360
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	139,844	—	—
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	563,312	未払費用	227,521

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
主要株主 の子会社	住生コン ピュー ターサー ビス(株)	大阪市 淀川区	300,000	情報処理 サービス業	%	—	IT機器等購入	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	542,560	前払費用	4,225
							ITサポート			長期前払費用	11,572
主要株主 の子会社	エムエル アイ・シ ステムズ (株)	千葉県 柏市	100,000	情報システ ムの企画、 設計、保守 等	%	—	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	未払費用	40,881
										未払金	1,412
主要株主 の子会社	エムエル アイ・シ ステムズ (株)	千葉県 柏市	100,000	情報システ ムの企画、 設計、保守 等	%	—	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	前払費用	560
										未払費用	8,785

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 40	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,151,492 227,288	未収投資助言報酬 未払手数料	267,215 34,564
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,114,655	未払手数料	180,287

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

(1 株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
1 株当たり純資産額	1,471,590円96銭	1 株当たり純資産額	1,405,954円57銭
1 株当たり当期純利益	335,563円48銭	1 株当たり当期純利益	96,132円19銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(1 株当たり純資産額の算定上の基礎)		(1 株当たり純資産額の算定上の基礎)	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,958,864千円	貸借対照表の純資産の部の合計額	24,801,038千円
普通株式に係る純資産額	25,958,864千円	普通株式に係る純資産額	24,801,038千円
普通株式の発行済株式数	17,640株	普通株式の発行済株式数	17,640株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株	1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
(1 株当たり当期純利益の算定上の基礎)		(1 株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	5,919,339千円	損益計算書上の当期純利益	1,695,771千円
普通株式に係る当期純利益	5,919,339千円	普通株式に係る当期純利益	1,695,771千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株	普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,620,134
有価証券		2,999,230
前払費用		245,665
未収委託者報酬		2,895,496
未収運用受託報酬		658,499
未収投資助言報酬		443,157
未収収益		7,495
繰延税金資産		196,660
その他		16,660
流動資産合計		23,083,000
固定資産		
有形固定資産	※ 1	330,844
無形固定資産		7,288
投資その他の資産		
投資有価証券		4,777,847
その他		938,827
投資その他の資産合計		5,716,674
固定資産合計		6,054,807
資産合計		29,137,807
負債の部		
流動負債		
預り金		45,983
未払金		1,225,025

未払費用		699,098
未払法人税等		865,628
前受収益		7,178
賞与引当金		257,569
その他	※ 2	66,354
流動負債合計		3,166,838
固定負債		
退職給付引当金		1,055,906
固定負債合計		1,055,906
負債合計		4,222,744

純資産の部

株主資本

資本金	2,000,000
-----	-----------

資本剰余金

資本準備金	8,628,984
-------	-----------

資本剰余金合計	8,628,984
---------	-----------

利益剰余金

利益準備金	284,245
-------	---------

その他利益剰余金

配当準備積立金	60,000
---------	--------

別途積立金	1,476,959
-------	-----------

繰越利益剰余金	12,441,640
---------	------------

利益剰余金合計	14,262,845
---------	------------

株主資本合計	24,891,829
--------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	23,234
--------------	--------

評価・換算差額等合計	23,234
------------	--------

純資産合計	24,915,063
-------	------------

負債純資産合計	29,137,807
---------	------------

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		9,197,433
運用受託報酬		1,285,645
投資助言報酬		970,746
その他の営業収益		31,069
営業収益計		11,484,895
営業費用		6,364,198
一般管理費	※ 1	3,508,168
営業利益		1,612,529
営業外収益	※ 2	57,646
営業外費用	※ 3	11,441
経常利益		1,658,734
特別利益		11,351
特別損失		3,607
税引前中間純利益		1,666,478
法人税、住民税及び事業税		846,969
法人税等調整額		△ 112,195
法人税等合計		734,773
中間純利益		931,705

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
前期末残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
前期末残高	12,356,655
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 846,720
中間純利益	931,705

当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	12,441,640
利益剰余金合計	
前期末残高	14,177,860
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 846,720
中間純利益	931,705
当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	14,262,845
株主資本合計	
前期末残高	24,806,844
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 846,720
中間純利益	931,705
当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	24,891,829

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 5,805
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	29,039
当中間期末残高	23,234
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 5,805
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	29,039
当中間期末残高	23,234
純資産合計	
前期末残高	24,801,038
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 846,720
中間純利益	931,705
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	114,025
当中間期末残高	24,915,063

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第25期中間会計期間

(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券・償却原価法
- ・子会社株式及び関連会社株式・移動平均法による原価法
- ・その他有価証券

時価のあるもの・中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末 （平成21年 9 月30日現在）	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,032,523千円
※ 2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	当座借越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 ー 差引額 10,000,000千円
4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年 6 月までの賃借料総額109,050千円の支払保証を行っております。	

注 記 事 項

（中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 （自 平成21年 4 月1日 至 平成21年 9 月30日）	
※ 1. 減価償却実施額	有形固定資産 48,154千円 無形固定資産 977千円
※ 2. 営業外収益のうち主要なもの	受取利息 9,890千円 還付加算金 37,708千円
※ 3. 営業外費用のうち主要なもの	為替差損 11,441千円

注 記 事 項

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間会計期間
(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

注 記 事 項

（リース取引関係）

第25期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
1. オペレーティング・リース取引 （借主側）	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	660,929千円
1年超	631,258千円
合 計	1,292,187千円

注 記 事 項

(有価証券関係)

1. 時価のある有価証券

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 満期保有目的の債券	2,999,230	2,999,100	△130
合計	2,999,230	2,999,100	△130
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(2) その他有価証券			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他	4,639,824	4,677,549	37,724
合計	4,639,824	4,677,549	37,724

2. 時価評価されていない主な有価証券

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式	236,178
合計	236,178
(2) その他有価証券	
①非上場株式	298
②投資証券	100,000
合計	100,298

(デリバティブ取引関係)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当事項はありません。

注 記 事 項

（１株当たり情報）

第25期中間会計期間 （自 平成21年４月1日 至 平成21年９月30日）	
１株当たり純資産額	1,412,418円57銭
１株当たり中間純利益	52,817円75銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産額の部の合計額	24,915,063千円
普通株式に係る純資産額	24,915,063千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
１株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	931,705千円
普通株式に係る中間純利益	931,705千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

（重要な後発事象）

第25期中間会計期間 （自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日）	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成21年6月30日に開催された定時株主総会において、株券不発行会社に移行するため株券を発行することを定める条項を削除する定款変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- （イ）名称 住友信託銀行株式会社
- （ロ）資本金の額 287,537百万円（平成21年3月末現在）
- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成21年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称	（ロ）資本金の額 [※]	（ハ）事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中央証券株式会社	4,374百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
明和證券株式会社	511百万円	
楽天証券株式会社	7,445百万円	
株式会社あおぞら銀行	419,781百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社三重銀行	15,295百万円	

※資本金の額は、平成21年3月末現在。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

- （イ）名称 ピムコジャパンリミテッド
- （ロ）資本金の額 13,411千米ドル（平成21年7月1日現在）
- （ハ）事業の内容 金融商品取引法に基づき投資運用業等を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成21年5月21日	臨時報告書
平成21年6月23日	臨時報告書
平成21年7月23日	臨時報告書
平成21年9月18日	臨時報告書
平成21年9月28日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年12月9日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・米国ハイ・イールド債券ファンド（為替ノーヘッジ型）の平成21年4月30日から平成21年10月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・米国ハイ・イールド債券ファンド（為替ノーヘッジ型）の平成21年10月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月23日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 孝 昭 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 橋 本 克 己 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。